

伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の保育所等における保育の環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、予算の範囲内において伊勢原市保育環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げるものをいい、当該各号に掲げるものの意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた同法第39条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「こども園法」という。）第17条第1項の規定により認可を受けた同法第2条第7項に規定する施設をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 こども園法第3条第1項又は第3項の規定に基づき認定された施設をいう。
- (4) 小規模保育施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5 保育環境改善等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業のうち、別表に定める事業とする。

2 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、市内に所在

する施設であって、別表に定めるものとする。

- 3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に基づき算出した補助基準額と、補助対象経費から寄附金その他市長が認める収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額に、補助率を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書（第2号様式）

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（変更交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助

金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第９条 規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第６号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

２ 市長は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第１０条 規則第９条第１項の規定による申請の取下げのできる期日は、第６条の規定による交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１１条 補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２ 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付請求書（第８号様式）に伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条 規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金実績報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事

業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

(2) 事業成果報告書

(3) 収支決算書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額又は第8条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)

第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、伊勢原市保育環境改善等事業補助金消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第11号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和5年10月30日告示第143号)

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日以降に実施する事業について適用する。

附 則（令和6年7月8日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付要綱の廃止）

2 伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付要綱（平成31年伊勢原市告示第19号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象施設	補助基準額	補助率
熱中症対策事業 （冷房設備を設置 又は更新するた めの改修等を行 う事業）	保育所及び小 規模保育施設	1施設当たり 1,029,000円	10 / 10
安全対策事業（睡 眠中の事故防止対 策に必要な機器の 購入等を行う事 業）	保育所、幼保連 携型認定こど も園及び小規 模保育施設	1施設当たり 500,000円	3 / 4
保育環境向上等事 業（老朽化した備 品やフローリング 貼・カーペット敷 等の設備の購入や 更新及び改修等 を行う事業）	保育所、幼保連 携型認定こど も園及び小規 模保育施設	1施設当たり 1,029,000円	10 / 10
感染症対策のため の改修整備等事業 （おむつ用ゴミ箱 購入を行う事業）	保育所、幼保連 携型認定こど も園、幼稚園型 認定こども園 及び小規模保 育施設	1施設当たり 510,000円	10 / 10

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 内訳

（1）熱中症対策事業	円
（2）安全対策事業	円
（3）保育環境向上等事業	円
（4）感染症対策のための改修整備等事業	円

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

1. 熱中症対策事業(冷房設備を設置又は更新するための改修等)

施設類型	施設名	設置 室数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (-)	対象経費の 支出予定額	補助基準額 (1,029,000円)	選定額	(× 10/10)	補助額
		室	円	円	円	円	円	円	円	円
合計			円	円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- 1. 欄は、施設類型(保育所(保育所型認定こども園を含む)又は小規模保育施設)を記入すること。
- 2. 欄は、冷房設備を新規設置するための改修等を行う室数を記入すること。
- 3. 欄は、 欄、 欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

2. 安全対策事業(睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等)

施設類型	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (-)	対象経費の支出予定額	補助基準額 (500,000円)	選定額	(× 3 / 4)	補助額	購入(予定)機器
		円	円	円	円	円	円	円	円	
										(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
	対象児童数 人									
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

1. 欄は、施設類型(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園又は小規模保育施設)を記入すること。
2. 欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること。
(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)
3. 欄は、 欄、 欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
4. 欄は、 欄の額に3 / 4 を乗じた額を記入すること。
5. 欄は、該当するもの全てに○をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

3. 保育環境向上等事業(老朽化した備品やフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等)

施設類型	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (-)	対象経費の支出予定額	補助基準額 (1,029,000円)	選定額	(× 10/10)	補助額	支出(予定)の内容
		円	円	円	円	円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

- 1. 欄は、施設類型(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園又は小規模保育施設)を記入すること。
- 2. 欄は、欄、欄及び欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. 欄は、「フローリング貼の更新」等、支出(予定)の内容を具体的に記入すること。

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金申請内訳書・実績内訳書

4. 感染症対策のための改修整備等事業(おむつ用ゴミ箱購入)

施設類型	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	補助基準額(510,000円)	選定額	(× 10/10)	補助額	支出(予定)の内容
		円	円	(-)円	円	円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	

(記載上の注意)

1. 欄は、施設類型(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育施設のいずれか)を記入すること。
2. 欄は、 欄、 欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市保育環境改善等事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第 6 条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、 年 月 日付け伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

(事務担当は、)

第 4 号様式（第 7 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市保育環境改善等事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 円 |
| | 内訳 | |
| | （1）熱中症対策事業 | 円 |
| | （2）安全対策事業 | 円 |
| | （3）保育環境向上等事業 | 円 |
| | （4）感染症対策のための改修整備等事業 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 円 |
| | 内訳 | |
| | （1）熱中症対策事業 | 円 |
| | （2）安全対策事業 | 円 |
| | （3）保育環境向上等事業 | 円 |
| | （4）感染症対策のための改修整備等事業 | 円 |
| 3 | 追加（減少）補助金額 | 円 |
| 4 | 変更内容 | |
| 5 | 変更理由 | |

第5号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け伊勢原市保育環境改善等事業補助金変更交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、 ）

第 6 号様式（第 9 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第 7 号様式（第 9 条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を
審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

交付決定のありました伊勢原市保育環境改善等事業補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて請求します。

1	交付決定通知額	円
2	既交付額	円
3	今回交付請求額	円
4	未交付額	円

（添付書類）

☐ 伊勢原市保育環境改善等事業補助金（変更）交付決定通知書の写し

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額	円
2 実 績 額	円
3 不 用 額	円

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金確定通知書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

年度伊勢原市保育環境改善等事業補助金
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

交付決定のありました伊勢原市保育環境改善等事業補助金について、次のとおり報告します。

1 確定した補助金の額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 _____ 円

（添付書類）

- ☐ 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）